

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8114
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

確定申告の対策は民商で安心！

民商を大きくするためがんばろう～！！

2月6日（金）夜、名古屋北部民商常任理事会を開きました。常任理事会では、第一に、春の運動の成功のために、拡大運動をどう進めていくかと話し合いました。はじめに1月の運動を振り返り、柳原通商店街を訪問した安藤さん、坪井さん、山田さんから報告してもらいました。安藤さんは、「焼き肉屋の店主の女性と話ができ、『税務署が言うような電子申告なんてようやらん』と言うので、民商知ってるかと言うと、『聞いたことはあるがどこにあるの』と聞かれた」と対話の様子を語りました。また、仕事の合間に、夫婦で500枚以上のビラを配った三島さんは、商工新聞でも3人の読者を増やし、図書券3千円分の顕彰を受けました。1部増やした柳澤さんにも、図書券が贈られました。



会長から図書券を受け取る
三島さんと柳澤さん

営業のスキルを活かして、仕事仲間の松本さんと民商の飛び込み営業を始めた山口さんは、「ビラ配りもいいけれど、対象者がいるとことに直接アタックしたほうが効率いいのでは」「経験として、自分で申告している人は、とっても不安な時期。申告しても、合ってるのかどうか分からない。相談したい

「大豆と法律—計量法における商品量目制度」

弁護士 坂輪萌子（名古屋北法律事務所）

節分といえば、豆まきを思い浮かべる方も多いのではないのでしょうか。鬼に向かって豆を投げ、年の数だけ食べる——そんな何気ない行事に使われる豆にも、実は法律が関わっています。

豆まきに使われる大豆は、店頭で並ぶ以上「商品」です。そして商品には「商品量目制度」というルールがあります。商品量目制度とは、計量法に基づいて定められた制度で、商品の内容量について、販売事業者が守るべき基準を具体的に示したものです。計量法第12条では、表示された内容量と実際の量が、どの程度までの誤差であれば認められるのかが、細かく定められています。たとえば大豆の場合、表示量が5グラム以上50グラム以下の範囲では、表示量と実際の質量との差は4%以内でなければなりません。「5グラム」と表示された個包装の商品であれば、許される誤差は0.2グラムまでということになります。わずかな数字に見えますが、商品として販売する以上、事業者が守ることを求められる法的な基準です。

豆一つとっても、その一袋一袋は、こうした法律のルールを前提に作られています。商品量目制度は、消費者を誤認から守ると同時に、正確な表示を守る事業者が不利にならないよう、取引の公正を保つ役割も担っていま

衆議院選挙は自民党圧勝でしたが・・・

解散から投開票まで16日。戦後最短の衆議院選挙で、政策論戦が十分尽くされないなか、高市首相は「私を首相として信任するか否か」と大量の宣伝で、人気投票かのような選挙戦術に終始しました。国民が期待する物価高対策も、「食品に対する消費税ゼロの検討を加速する」としただけで、逆に選挙中はほとんど触れず。「円安でホクホク」との発言には、選挙中にみずほ銀行が「危うい現状認識」と批判的な文書を公表し話題となりました。平和を脅かす憲法改悪も企まれています。白紙委任を得たとばかりに『数の力』で押し切ることがあってはならない（毎日新聞）」と思います。このままでは、私たち中小業者の営業と暮らしは、ますます厳しいものとなりそうです。選挙のため2月27日に延期された「中小業者決起大会」が東京で開催されます。消費税5%減税、インボイス廃止の署名を、一から取り組むつもりで集めましょう。